

国際力動的心理療法学会 アカデミックトランスレーター（ボランティア）規約

前文

国際力動的心理療法学会 (International Association of Dynamic Psychotherapy) では、力動的心理療法の実践あるいは研究に携わる参加者だけでなく、国内外の熟達心理療法家の講師陣もまた参加者として、それぞれの心理療法に関する研究知見や技術の集積を持ち寄って発表し合い、相互鍛錬、研鑽を年々積み重ねてきている学会です。実験や体験性を重視する年次大会では、各プログラム内で交わされる直接的なダイアローグを重視し、ダイアローグから成り立つ力動的心理療法の現代における臨床効果性を高める研究を推進し、人間の心の本質と社会的変化の中での力動的心理療法の意味を追究し続けています。

生き生きとしたダイアローグを可能とするトランスレーターの存在は、本国際学会の一翼を担うものとして、“アカデミックトランスレーター”と名づけました。アカデミックトランスレーターは、研究資料の翻訳と討論の通訳を通じ、年次大会をはじめとする本学会のプログラム運営を支えます。国内外の専門家の生の声を届ける、という責務を果たす中で、アカデミックトランスレーターは最先端の心理力動的知見に触れるだけでなく理論を体現するマスターセラピストの仕事を最も近くで体験する機会を得ることができます。アカデミックトランスレーターが本学会のプログラムにおいて安全かつ存分に活動できるようするため、本規約を設置することとします。

第1条 本規約の拘束力

本規約は、国際力動的心理療法学会（以下：IADP とする）におけるアカデミックトランスレーター（通訳・翻訳ボランティア）に関して適用される。本規約で定めたことの他については、国際力動的心理療法学会会則（IADP 会則）に従うものとする。

第2条 アカデミックトランスレーターの名称

アカデミックトランスレーターとは、本規約に基づき活動する通訳・翻訳ボランティアの総称を指す。

第3条 アカデミックトランスレーターの種類とその活動内容

アカデミックトランスレーターの種類と活動内容は、以下の通りに区分される。

1. 専門家トランスレーター

IADP の参加資格 (IADP 規約を参照のこと) を持つ者で、IADP の開催するプログラム（年次大会、特別プログラム等）に参加者として参加しながら、開催に伴う、事前の翻訳補助及び、開催当日の通訳補助などを行う。

2. ボランティアトランスレーター

IADP の参加資格を有していないが、臨床心理学、精神医学、心理学、教育、精神看護等の領域に関心があるもしくは、通訳・翻訳の勉強をしている大学生、語学学校生、留学経験者、社会人（高校卒業以上の年齢の方）で、IADP の開催するプログラム（年次大会、特別プログラム等）に伴う、事前の翻訳補助及び、当日の通訳補助などを行う。

3. 翻訳トランスレーター

IADP の開催するプログラム（年次大会、特別プログラム等）には参加はしないが、プログラムの開催に伴う、事前の翻訳補助などを行う。

第4条 アカデミックトランスレーターの申込資格

ボランティアの申し込み資格は以下を全て満たす者とする。

1. IADP の活動趣旨、目的に賛同する方。

2. 日常会話以上の語学力を有する方（語学力については IADP 事務局で確認をする場合がある）。

3. ボランティア登録を行う時点で、満 18 歳以上の方。

第5条 ボランティア活動における補助・待遇

ボランティア活動に対する、IADP が定める補助は下記のとおりとする。

1. IADP のプログラム開催日における昼食、飲み物を支給する。

2. 活動中の金銭的負担（交通費・参加費等）については、その一切をボランティアの自己負担とする。

第6条 ボランティア活動における守秘義務について

アカデミックトランスレーターが、ボランティア活動において知り得た情報の扱いについては、以下のとおりとする。

1. ボランティア活動において入手した原稿等については、個人情報保護に関する法律および発表者の権利（著作権）保護の観点から、ボランティア活動のためにのみ用い、無許可で公開しない、また他人に譲渡してはならない。具体的には、口頭によるもの、文章への引用、インターネット上のあらゆるコミュニケーションツール（HP、ブログ、Facebook、Twitter）等による、あらゆる公開や譲渡を禁ずる。

2. 個人情報保護に関する法律に基づき、ボランティア活動内で見聞きした特定の個人に関する情報などについてはその活動外で口外しない。
3. その他の場合に関しては、日本国内の著作権法、および個人情報の保護に関する法律に従うものとする。

第7条 ボランティア登録方法について

1. アカデミックトランスレーター登録は、書面によるものとし、IADP 事務局に提出する。
2. 登録申込書を提出後、IADP 事務局により語学力の確認等のための面接を行い、登録の可否を判断する。

第8条 登録期間

アカデミックトランスレーター登録の有効期間は登録申請完了後から、登録者本人が登録解除を申し出るまでとする。登録者が登録の解除を希望する場合は、IADP 事務局にその旨を連絡することとする。

第9条 登録内容の変更・解除

登録内容に変更がある場合、もしくは解除を希望する場合は、IADP 事務局まで電子メール、または電話によって連絡をする。

第10条 登録の取消

IADP 事務局は、次のような場合、登録期間中においても登録を取り消すこととする。

- ・本人から登録解除の申し出があった場合
- ・事務局が不適切と判断する行為を行った場合
 - 例) アカデミックトランスレーターとしてふさわしくないと判断される言動や行動があつた場合
 - 例) 政治活動や宗教活動などの場として IADP 及び関連事業などを利用した場合
- ・その他、IADP 事務局が、登録取消が適切と判断した場合。

第11条 活動情報の配信

IADP 事務局はアカデミックトランスレーターに対して、不定期でボランティア業務募集の案内をメールにて連絡する。

第12条 アカデミックトランスレーターの個人情報の管理について

登録されたアカデミックトランスレーターの個人情報は IADP 事務局によって適切に管理され、ボランティア活動の目的外に使用することはない。また、不正に第三者に開示・

提供されることはない。

第13条 その他

以上の規則に定めていない事項や不測の事態が生じた場合は、IADP 事務局長の責任で対応をする。

一. この規約は、平成 28 年 6 月 25 日から施行する。

二. 平成 29 年 6 月 26 日より、本改訂版を施行する。